

## 令和2年関川村議会6月（第5回）定例会議会議録（第1号）

### ○議事日程

令和2年6月11日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 議会運営委員長報告
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 一般質問
  - 第 5 報告第 6号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
  - 第 6 報告第 7号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告について
  - 第 7 議案第43号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 8 議案第44号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - 第 9 議案第45号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
  - 第10 議案第46号 村道路線の廃止について
  - 第11 議案第47号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第4号）
  - 第12 議案第48号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第13 議案第49号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 議会運営委員長報告
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 一般質問
  - 第 5 報告第 6号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
  - 第 6 報告第 7号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告について
  - 第 7 議案第43号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 8 議案第44号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - 第 9 議案第45号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
  - 第10 議案第46号 村道路線の廃止について
  - 第11 議案第47号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第4号）
  - 第12 議案第48号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第13 議案第49号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
-

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君							
副	村	長	宮	島	克	己	君					
教	育	長	佐	藤	修	一	君					
総	務	政	策	課	長	野	本	誠	君			
住	民	税	務	課	長	渡	邊	浩	一	君		
健	康	福	祉	課	長	佐	藤	充	代	君		
建	設	課	長	渡	邊	隆	久	君				
農	林	課	長	富	樫	吉	栄	君				
教	育	課	長	熊	谷	吉	則	君				
観	光	地	域	政	策	室	長	大	島	祐	治	君

---

○事務局職員出席者

事	務	局	長	河	内	信	幸	
主		幹		渡	辺	め	ぐ	美

午前10時00分 開会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和2年6月（第5回）関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、高橋正之さん、8番、平田 広さんを指名いたします。

---

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る6月2日、令和2年6月（第5回）定例会議の運営について、役場第2会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告を行い、その後、一般質問、各議案の上程を行います。終了後、総務厚生常任委員会を開催し、陳情の審査を行います。

12日と15日から17日までは、議案調整及び委員長の事務整理日とします。

18日木曜日は、午後3時から本会議を開催し、総務厚生常任委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

報告第6号と第7号の報告案件は、単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑を行い、報告を

終わります。

議案第43号から議案第45号までは、条例の一部改正案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第46号は、村道路線の廃止案件です。提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第47号から議案第49号までは、令和2年度一般会計、介護保険事業特別会計及び簡易水道事業会計の補正予算案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は5月27日正午で締め切り、7名の方が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。総務厚生常任委員会において審査をお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今、委員長報告の中で最終日、多分3時から開会という報告だったんですけども、配付資料には3時半からになっています。どっちが本当なんですか。

○議会運営委員長（小澤 仁君） すみません。3時半です。訂正しておわび申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

---

### 日程第3、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり、挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様には、大変ご多用のところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

令和2年度は、4月、5月にかけて、新型コロナウイルス感染症対策などの関係で臨時会を3回開催いたしましたことによりまして、本定例会、第5回の定例会となりました。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、これまで利用制限を行ってまいりました村の施設につきまして、昨日、本部会議を開催いたしまして、6月19日から、6月19日といいますのは、県のガイドラインに沿ったものでございますけれども、6月19日から、感染症対策をしっかりと行うという前提の下ではございますが、むつみ荘を除きまして、利用制限を解除を致すことにいたしました。村民の皆様には、ホームページや広報を通じましてお知らせをいたしたいと存じます。

議会の皆様、そして村民の皆様には、いわゆる新しい生活様式に沿った形で感染症予防を行いながら、段階的に社会経済活動のレベルを引き上げて、日々の生活を取り戻していただきたいと願っておるところでございます。

さて、本定例会議に提案いたしますのは、村から出資をしております法人の経営状況報告2件、条例の一部改正案件3件、村道路線の廃止案件1件、補正予算案件3件、以上9件でございます。

おって、上程の際に詳細についてご説明申し上げますので、慎重審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で村長の挨拶を終わります。

---

#### 日程第4、一般質問

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は7名です。発言を許します。

初めに、6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。よろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、関川小学校、関川中学校においても臨時休業の期間がありました。現在は学校の再開に至っているわけですが、次のことについて質問をさせていただきます。

- 1、臨時休業が長期間に及んだことから、児童生徒の心の健康が心配されますが、その対策は。
  - 2、感染症を予防するための指導について。
  - 3、令和2年度は、学校の臨時休業の影響で1学期の授業に大幅な遅れが生じているというふう
- に推測するわけではありますが、その対策について。

以上、3点、教育長にお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 加藤和泰議員のご質問に順次お答えします。

1つ目の長期臨時休業期間中の児童生徒の心の健康についてであります。小学校では、3月3日から3月22日、4月22日から5月6日の2回にわたる長期臨時休業期間中のどちらにおいても、児童の心身の状況や家庭環境等を把握するために家庭訪問を実施しました。また、5月7日からの学校再開後においては、学習、友達、家庭、その他心配事や困っていることについてアンケートを実施し、必要に応じて学級担任や養護教諭が指導や助言を行いました。ケースによっては、スクールカウンセラー等につないで相談を行うなどの対応をしております。

中学校においても、小学校と同様に、家庭訪問や、学校再開後においては、5月11日から5月15日までの5日間で地区ごとに学級担任が教育相談を実施し、生徒の心配事や困っていることなどの聞き取りを行い、必要に応じ養護教諭、スクールカウンセラーが指導、助言を行いました。

小中学校からの報告では、今回の長期臨時休業期間中に特に大きな問題はなかったと聞いております。

2つ目の感染症を予防するための指導についてであります。小中学校とも長期臨時休業期間中においては、家庭での検温や手洗い、せきエチケット等の感染症対策の徹底、人の集まる場所や村外への外出を出来るだけ控えるよう指導し、学校再開後は、小中学校において、登下校バスにおける小中学生の分乗、朝の検温実施とその記録表の提出、正しい手洗いの指導徹底、教室での身体的距離の確保、教職員・児童生徒ともマスクの着用、授業中や休憩時間の換気、大人数クラスの教室を分けての授業の実施、校内消毒、給食時は間隔を空けて話をしない等について指導しております。

さらに、授業内容における配慮事項としては、小中学校とも、児童生徒が近距離で活動する実験や観察、家庭科での調理実習などは実施しておりません。

中学校の部活動は、感染予防対策として5月末までは休止し、6月は時間を短縮するとともに、対外練習等は行わないこととしています。

3つ目の長期休業中の影響による1学期の授業の遅れについてであります。当村の小中学校において、今回の長期臨時休業によって不足する日数は両校とも1週間程度であるため、どちらも夏季休業期間の短縮、具体的には、7月末まで授業を実施することで遅れを取り戻すことが可能です。

今後、村教育委員会としましても、教育活動の実施に当たっては、文部科学省作成の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式を参考にして、感染症予防対策に最大限の配慮と十分な対策を講じるよう指導してまいります。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） それでは、1点目についての再質問をさせていただきます。

休業期間中の家庭訪問、また、学校再開後のアンケート調査を実施したとのことでありまして、私の調べる限りでは、例えば、隣接する村上市、その辺りではこのような取組はなされていなかったのかなというふうに感じていますけれども、児童生徒または家庭に配慮した取組ということで感謝申し上げたいと思います。

また一方で、私が平成30年9月の議会の中で一般質問で取り上げた不登校の問題の中で、不登校児童生徒の傾向としまして、親には心配をかけたくないから相談が出来ない、また、担任の先生には嫌われたくないから相談が出来ないといったケースも見受けられるというふうにお聞きしました。これは、平成30年に新潟県で開催されました日本PTAの全国大会新潟大会の講演でお聞きした内容であります。先ほど教育長のご答弁の中で、スクールカウンセラーというお話がありましたけれども、ぜひこういった第三者機関を活用しながら、児童生徒の心のケアに引き続き配慮をお願いしたいというふうに思います。

せっかくですので、いわゆる企業でいうストレスチェックというような制度がありますけれども、心の健康度をチェックする、児童生徒の言わば心の健康チェックシートのようなモデルを、ぜひ教育委員会のほうで作成してみれば、この機会にいかがかなというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 心の健康チェックのモデルの作成についてであります。今回、臨時休業が長期にわたったことから、小学校では全児童対象に心配事や困ったことについてアンケート調査を実施し、必要に応じて教育相談を行いました。中学校では、全生徒を対象に教育相談を実施し、心配なことや困ったことについて聞き取りました。

小中学校では、定期的にいじめや学校・家庭生活全般についてのアンケート調査を実施しており、今回、小学校で実施したアンケートはそれらを活用したものであります。いじめや学校生活等のアンケートの内容につきましては、小中学校が情報交換しながら作成したのとなっておりますが、加藤議員ご指摘のように、心の健康チェックを実施することは重要なことであり、その内容について、現在使用しているものを見直し、改善していくことは必要なことと考えております。教育委員会としましては、今後適宜見直し、改善していくよう学校を指導してまいります。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 続いて、2点目についての再質問をさせていただきます。

今後、学校において、児童生徒、また、教職員の感染者、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、この対応についてはどのように考えておられるかお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 今後の学校における児童生徒や教職員に感染者が発生した場合の対応についてであります。児童生徒、教職員の感染が判明した場合は、治癒するまで出席及び出勤停止するとともに、学校を臨時休業とすることとしています。状況によっては、小中両校とも臨時休業する場合があります。

出席・出勤停止の解除については、児童生徒は、学校から配付する登校許可証というものがありますが、その提出をもって臨時休業の解除を……失礼しました。その登校許可証、それから医師の証明のあるものであります。その提出をもって行い、臨時休業の解除は、濃厚接触者が特定され、出席・出勤停止等の措置や校内の消毒が終了し、感染のおそれがないというふうに判断されたときにおいて、村対策本部で本部会議で協議し、学校を再開する予定であります。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 続いて、3点目に関連した再質問となりますが、春先に予定されていた行事、また、例年、この後、秋に予定されている学校行事につきまして、具体的に、例えば、修学旅行、それから運動会、体育祭、この辺りについては、現在どのように進めていく予定であるかお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 修学旅行についてであります。小学校は、6年生が6月に予定していたものを9月上旬に、中学校は、3年生が4月に予定したものを9月末から10月上旬に、それぞれ変更する予定と聞いております。

運動会、体育祭につきましては、小学校の運動会は5月30日に予定されておりましたが、10月3日に変更すると聞いております。中学校の体育祭につきましては、当初からの9月実施の予定に変更はありません。

文化祭につきましても、小中学校とも、今のところ10月実施の予定に変更はありません。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。

今回の学校の臨時休業という部分につきましては、授業の計画でありましたり、また、今お聞きした学校行事のスケジュール、私お聞きしたほかにも様々スケジュールの変更、見直しの必要があったことと思いますが、教職員の方のストレスも大変心配されるんじゃないかなというふうに感じていますが、何か対策を講じているのか、また、今後講じていく予定があるのかという1点をお聞きしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 教職員のストレス対策についてであります。学校の臨時休業や新型コロナ



ナウイルス感染予防対策は、子供たちや保護者だけでなく、教職員にも大きなストレスになっているものと受け止めています。今まで経験したことのない事態であり、授業や部活動の指導、それから友人関係や家庭生活の悩み相談など、今まで以上に配慮しなければならないことがたくさんあります。

そこで、学校では、管理職が教職員一人一人の観察や声かけを行うとともに、ミーティングのときなどに仕事の進捗状況や心配事を聞き取るなど、きめ細かく行っているところです。

なお、小中学校とも、先ほどストレスチェックというお話もいただきましたけれども、春と秋の年間2回、教職員全員にストレスチェックの調査を実施し、職員一人一人のメンタルヘルス不調の未然防止と職場の課題改善に役立てております。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

まず、このコロナ禍における関連として2つほど質問させていただきます。

1つ目は、災害時の避難所開設についてです。

近年、想定を超える災害が各地で発生しているが、これから梅雨の時期となり、特に水害の危険性が高まっていく。災害発生時には、危険レベルにもよるが、村内各所に避難所が開設され、住民が避難する。今年に限っては、新型コロナウイルスの関係で密閉・密集・密接の3つの密に留意しなければ避難所の安全は担保出来ないと考えるが、具体的な対策は。

また、今年度予定している防災訓練では、新型コロナウイルスの対策を考慮した訓練を実施するのかをお聞きします。

また、2つ目に、コロナ禍における学校授業についてですが、新型コロナウイルスにより、3月が19日間、4月が9日間、5月が6日間、計34日間の休校となり、授業カリキュラムの予定の変更で学校職員が対応に追われる事態となった。今後、休校となってもオンライン授業が可能なら、休校によるカリキュラムの即応が可能になると考えるが、GIGAスクール構想も併せて村の考えをお聞きいたします。

また、密閉・密集・密接の3つの密を避けた授業の取組についても併せてお伺いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、災害時の避難所の開設の件でございます。

1点目の感染症対策を踏まえた避難所開設の具体的な対策についてでございますが、全国的に新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の発生の蓋然性が高い状況の中で、大雨や地震など自然災害の発生に伴い避難所が開設される場合には、議員がご指摘のとおり、避難所における3密を回避し、感染症対策に万全を期す必要が、特に今年に限ってはあるかと思っております。避難所での

感染予防対策としましては、各人2メートル間隔を基準としてスペースを確保することや、発熱、せき等の症状がある方のための占有スペースの確保などが挙げられます。

しかしながら、指定避難所、避難場所の数もスペースも限られておりますので、多くの避難者が集まった場合には、現状では密集状態が避けられないのが実態ではないかと思っております。このため、感染症対策として必要となります消毒液やパーティション等の備品の整備も進めますとともに、さらなる避難所の確保を進めてまいりたいと考えております。

また、学校の避難所につきましては、体育館のほか、特別教室や一般教室など、避難の状況に応じて順次使用が可能となるよう検討をしているところでございます。

災害の状況にもよりますが、集落センターなどをサブ避難所として位置づけることや、長期にわたり避難生活が予想される場合には旅館の活用もお願い出来ないかと考えております。

避難所におきます感染症対策は、どの自治体も共通課題となっておりますので、県でもこういった観点からの担当者研修会を開催をしており、私どもの村の職員も担当者も出席をさせていただきました。その中で示されておりますのは、避難所への避難だけでなく、友人や親戚のお宅などが安全だと判断される場合には、少人数、個別空間への避難を優先することも有効であるということです。

村民の皆様におかれましては、こうした視点も踏まえ、常日頃から避難先につきまして、家族や地域の皆様とともに考えていただくことが重要であり、村としましては、防災に係る啓発活動、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

2点目でございます。

今年度予定しております防災訓練は、新型コロナウイルス感染症対策を考慮したものにするのかというご質問でございましたが、今年度予定しております防災訓練につきましては、感染症対策を踏まえた訓練を考えております。メイン会場を予定しております川北ふれあい自然の家の避難所をモデルケースとしまして、スペース配置を考慮するとともに、避難者の検温の実施、受付と名簿作成、マスク着用の確認を行います。また、炊き出し訓練におきましても、感染症対策を意識したものにしたいと考えております。

家庭における感染症対策のための備蓄の促進や災害時の自助・共助の重要性への理解など、防災に対する住民意識の向上を図ることも重要であり、村としましては、防災訓練の結果を踏まえ、有事の際に的確に行動出来るように防災の啓発活動もしっかり行ってまいります。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 続きまして、コロナ禍における学校授業についてのご質問にお答えします。

まず、臨時休業におけるICTを活用したオンライン授業についてであります。村では、今回の臨時休業中の学習については、小中学校とも学年ごとにワークブックやプリント等による課題を

課し、家庭訪問や電話・メール等を活用して学習状況の把握と学習指導に努めてまいりました。

今後、休校となった場合に備えて、村においても、現在文科省が推進しているGIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末の整備や校内における高速ネットワークの今年度中の整備を目指して、準備を進めております。整備完了後には、インターネットを利用した動画配信や双方向でのオンライン授業の実現の可能性について検討を進める予定です。その際は、各家庭のネットワーク環境、セキュリティー、有害情報へのアクセス防止対策、Wi-Fi環境のない家庭へのモバイルルーターの貸与等が課題となります。

また、今後、臨時休業中にICTを活用した学習を進めるためには、端末等の環境整備はもちろんですが、教職員のICT活用能力のレベルアップ、ICT活用支援体制の充実も課題であります。

次に、2つ目の3密を避けた授業の取組についてであります。先ほどの加藤議員の質問事項2に対する答弁にもありましたとおり、小中学校とも教室においては、マスクを常時着用し、児童生徒同士の机の間隔を空けることや二方向の窓を開けて常に換気をしながら授業を行っております。また、グループ学習を可能な限り避け、児童生徒が近距離で活動する実験や観察、家庭科での調理実習などは実施しておりません。給食においては、小学校は人数の多い学級は2つの教室に分けて実施したり、間隔を空けて座ったりするなどの工夫をしております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、一番最初に質問させていただきました避難所の開設についての再質問をさせていただきます。

先ほど回答ございましたけれども、2メートル間隔にするというようなことと、学校のほかの教室、多目的室を使ったというような避難所の開設の仕方という回答だったんですけれども、平成16年7月13日に新潟・福島豪雨というのがございまして、そのとき、この中学校に避難所が開設されて、そこに住民が避難してきたんですけれども、その際、非常に温度が高く、また雨による湿度も高く、避難してきたのに結局は救急搬送されて、何名か救急搬送されて体調崩した、搬送されたということなんですけれども、換気をよくするための大型扇風機を導入したりもしたんですけれども、非常に時期的なものもございまして、非常に体調を崩される方がいるということで、今、多目的室のほうの開放ということもあったんですが、今、教室にはエアコンもついていますので、教室の開放というのも考えてはいないでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） もちろん、それも含めまして、避難所の数にも関係しますけれども、それも含めて当然検討していきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、避難所を学校だけではなく、旅館を使ったり、各集落の施設等を

使うような回答だったんですけれども、今、村内の避難所9か所なんですけど、それをまたそれ以外にも旅館ということになると、10か所、また20か所と増えてくると思うんですけれども、その際の安全確認、また情報交換の方法というのはお考えはございますか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） ただいまのご指摘で、避難所が増えたことによりまず安全確認であるとか、情報の共有ということでございます。

避難所の計画上は、すぐその避難所を開設した場合には職員を出向させるというふうな計画になっております。以前にもご質問があつて取り上げられましたけれども、マンパワーの不足から、すぐさまそういった状態にならない場合も十分考えられます。一旦は職員が派遣しても、すぐどなたかに任せて帰ってくるということも十分想定されますけれども、そういった訓練をしなければ実際にはなかなか応用出来ないというふうに考えておりますので、そういったことも図上訓練から始めまして、情報共有、それから安全の確認、どうすればスムーズにいくのかということを考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、2点目のコロナ禍における学校授業についての再質のほうをさせていただきます。

先ほど、GIGAスクール構想を進める予定というふうなことだったんですけれども、文科省も県も年度内、2023年のものをもう2020年度内に、今年度にやってほしいというようなことを上げてきましたが、今年度にGIGAスクール、1人1台パソコンというようなことを期限を設けて進めるのかどうかをお答え願います。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今ほどの鈴木議員のご質問にお答えします。

議員が申し上げられましたとおり、文部科学省のほうでも、最初は2023年度を目指して整備をしてくださいということでしたが、今回のコロナの関係がありまして、前倒しをしまして、2020年度中の整備ということで通知が来ておりますので、当村におきましても、年度内の整備を目指して準備を進める予定でおります。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、年度内に進めるということで確認いただきました。ありがとうございます。

あとは、そのネット環境の整備についてアンケートとか、家庭調査をされるということだったんですけれども、年に1回、春、家庭のネット環境のアンケートを取っているんですけれども、小中学校でも。ただ、あれは何かゲームだとか、簡単な、本当の、LINE程度のものも全部ひっくる

めているということで、先ほどの回答では、双方向通信が可能な大容量の通信が出来るようなことの調査をされるということによろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） まず、校内のほうにおきましては、その大容量のネットワーク環境を整備するということがありますし、家庭におきましても、直近で、私らもそういう家庭でも使える環境あるのかということで、Wi-Fiが使える環境なのかということで、実際それに絞ってアンケート実施しました。ちなみに、その結果であります、小学校につきましては、217世帯に対しまして、環境のある世帯が176、ないほうは41ということで、率にしますと、環境があるほうが81.1%、ない環境が18.9%、これが小学校であります。中学校につきましては、97世帯につきまして90件があると、7世帯につきましてはないということで、率にしますと、あるほうが93%、ない家庭が7%という結果でございました。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 5月11日に文科省のほうで、学校の情報環境整備に関する説明会、オンラインに関する説明会というのがありましたが、そのときに、4つの大きなことを提唱してきたんですけども、1つ目は、使えるものは何でも使う。要するに、パソコンじゃなくても携帯でも何でもいいですよ。あと、出来ることから、出来る人からすると。そういう、やっぱり環境はそろわなくとも持っている人だけでもいいですよ。あと、全員でやる必要ないですよ。本当のそろっている状態からやってください、そろっている方からやってくださいということで。また、既存のルールにとらわれない。要するに、全員横一列でなくともいいですよ。あと、何でも取り組む。今あるようなGIGAスクール構想だけではなくて、この地域地域に合った独自のものも取り入れてもいいというような、この4つの方針を出してきております。

そうすると、家庭環境とかそういうのをそろえなくとも、本当の携帯電話のスマホ程度のもので進めることも可能なんですけれども、その整備は、そういった簡単なものから進めていくという考えはございませんか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） おっしゃるとおり、今持っているもの、あらゆる手段を通じてやりなさいというような文科省での指導があります。実際、関川村でもフェアキャストということで、100%ではありませんが、そういったスマホを通じてメール配信を行って対応したこともありました、今回。

今後は、そういった今持っているものを活用するとともに、さらに、双方向の授業が出来るためにはどういうものが必要か、あるいは、どういうふうな使い方すればいいのかということも含めて検討する予定であります。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 実は、関川村の小中学校というのは、非常にインフルエンザでも感染率が高いと、学級閉鎖、学年閉鎖というふうなことが非常に確率が高く閉鎖されているということで、今の正味7日間の授業の遅れを取り戻すのに、7月中の夏休みを全部潰すというようなことなんですけれども、もし、このオンライン授業というのが可能であれば、カリキュラムを変更せずに、そのまま授業の遅れを進めていくことが出来るということだと思えます。非常に有効な手段だと思いますので、今後、早めにインターネットのGIGAスクール構想を実現されるようお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 答弁……（「じゃあ、お願いします」の声あり）では、教育長。

○教育長（佐藤修一君） 鈴木議員おっしゃるとおり、オンライン授業が可能になれば、休業中でも児童生徒と教員が画面を通じてやり取り出来るわけですが、現在は、オンライン授業だけでは、それは授業とはみなされないということでもありますので、それが授業としてみなされるようになるためには、また文科省のそういった方針が変更される必要があるわけですが、変更される、されないに関わらず、そういったことが可能となれば、それを活用して児童生徒に指導出来るわけですので、有効な手段とは考えております。（「以上、終わります」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） 次に、5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

質問の前段といたしまして、今お二人のほうから質問があったように、世界中に猛威を振るった新型コロナによる混乱の中、後ほど私の一般質問の2つ目にも申し上げますが、国、県あるいは村独自の給付金等々の職務、それらによって村民への補助等による多様な業務があった中で、それらに対応すべく職員の皆様方に奮闘していただいたことに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

1番目としまして、空き家・空き地バンク事業の活用ということで、この事業の効果として2つの利点、メリットが予測出来ます。村長も施政方針で述べられておりますが、村内で増加している空き家の対策、また、交流から定住へ促すための空き家の活用、1つの事業で2つの課題を解決できる可能性があると考えます。今年度から賃貸借の物件の取扱いも計画されています。村長として、この事業、今後の運営の考えをお伺いします。

2つ目、新型コロナウイルス感染症対策の分散勤務について伺います。

庁内の密集・密接を避ける目的として、職員が土日等を活用し、5月の連休明けから分散勤務が行われています。弊害等々、状況はどうかという点について伺いたいと思います。お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 小澤議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、空き家・空き地バンク事業の活用についてのご質問でございます。

平成28年度にスタートいたしました村の空き家バンク事業は、昨年度末までに、売りたいという物件登録が20件、買いたいという利用者登録が19件ございました。実際の成約件数は7件となっている現状でございます。

現在行っています空き家・空き地バンク事業は、まず最初に登録の申込みを行いました物件について、所有者と村と、そして空き家の図面作成業務を行います委託業者の3者で立会いを行い、登録用の写真撮影や売買価格を定めた聞き取り調査を村が実施をいたします。次に、図面作成が完了した後に審査を行い、ホームページ上でその物件を公開する形となり、物件登録が完了します。マッチングについては、お互いの了解の下、双方の連絡先をお伝えをし、売買が成立した場合に、村にその連絡をいただき、ホームページから削除をするという形でこれまで運用を行ってきているところでございます。

今後、9月1日から運用開始を目指しております新たな賃貸借制度の導入を今予定をしているわけですが、これは、昨年実施いたしました空き家調査におきまして、売買は難しいが賃貸借なら可能であるという所有者側のニーズもありましたし、一方で、移住者側からしますと、賃貸がその手軽さから移住決断のハードルを下げることになるというご意見もございました。そんなことがありまして導入するものでございます。賃貸物件につきましても、基本的には、これまでの空き家売買と同様の取扱いとなりますが、制度をご利用いただくため、賃貸借契約に係るまでの流れを分かりやすいフローチャートのような形で作成し、空き家所有者への制度の周知を図ります。そしてまた、広報、ホームページ、SNSなども通じまして、PRも努めてまいりたいと思います。

2点目の新型コロナウイルス感染症対策に伴う職員の分散勤務についてでございます。

2月21日に関川村新型コロナウイルスに関する警戒本部を、そして2月29日には対策本部を設置し、国や県の方針に従い、感染症予防の対策に取り組んできたところでございます。新型コロナウイルスは、飛沫と接触で感染すると言われており、予防策としましては、手洗いの励行のほか、人と人の距離を一定程度空けることが有効とされ、いわゆる密としない工夫が必要でございます。

4月16日には緊急事態宣言が全都道府県に拡大されたこともあり、役場内庁舎の職員におきましても、感染リスクを下げるため、4月下旬から職務を行う職員の机の距離を離す取組に加え、観光地域政策室を3階の大会議室に移動させたほか、1階の一部職員も会議室へ分散をしております。庁内の職員数を減らす取組としましては、交代で土日に勤務に当たる分散勤務を5月上旬から実施しているところでございます。この取組により、土日は来訪者対応などがないために、ふだん取り組めない業務に集中して取り組めるという意見がある一方で、デメリットとしては、休日出勤の代わりに平日不在となる職員の業務への対応で、その方が平日いないわけですから、そういう意味で、

村民の皆様にご迷惑をかける場合あるということや、職員の打合せや官公庁、県であったり、あるいは委託業者等外部の方々との連絡が休日勤務では出来ないという意見もございました。

勤務状況については、総務政策課長に説明をさせたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、分散勤務の状況につきまして説明をさせていただきます。

役場庁舎1階の事務室の状況でございます。1階には正職員と会計年度任用職員合わせて37人おります。このうち8人がほかの会議室へ分散しておりますので、29人になっております。そのうち平日には20人から25人が出勤しておりますし、土日には5人から10人ぐらいが出勤しているという状況でございます。

2階の事務室でございますけれども、56人職員おまして、3階へ9人行っておりますので47人になっております。そのうち平日は35人から40人、それから土日には10人から15人ぐらい出勤しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） それでは、一つ一つ再質問をしていきます。

まず、最初に取り上げました空き家・空き地バンク事業についてですが、3月に村長の施政方針の中で、令和元年度に空き家所有者に対し、空き家の今後の取扱いなどについての意向調査を実施するというお話をいただいていた。意向調査の結果、村内で空き家全体の総数、それから、活用できる空き家などの分析等はなされていますか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、空き家対策計画の策定に向けて調査を実施させていただいております。以前行ったものとの比較という格好の中でいうと、平成28年度以降に空き家になった数というのが結構な数ございまして、現在空き家総数241件という把握状況でございます。

また、空き家の意向調査につきましては、全所有者に対してアンケートの配付を行っておりまして、回収数が106ございました。うち有効回答は104という結果でございます。利用の状況、それから今後の意向について調査をしたところなんでございますが、売りたい、また寄附をしたいとか、そういった格好での細かい調査を実施させていただいております。それをもって現在の空き家対策の計画のほうに反映をさせていただいたところでございます。提供出来ないというおうちも15件ほどございました。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 空き家総数241件で提供出来ないうちが十数件ということなんですけれども、



先ほど村長から答弁いただいた令和元年度までの件数、実数の中、申込み件数がトータルで20件、利用者の申込みが19件、成約件数7件ということでした。令和2年になりましてから申込み件数が2件増えて22件になって、利用者数のほうは1件増えて、このままですけれども20件になって、成約件数1件ありましたので8件の成約になっていまして、今現在、関川村空き家バンク事業に登録されている登録件数が5月末の段階で7件なんです。今ほど室長のほうで回答いただきました実数が241件。この成約件数の8件が多いか少ないかというのは、また問題は置いときまして、一つの成果だとは思いますが。

空き家バンク事業を取り組まれていて、実際のこういう、多い少ないは別にして、成果は出ているんだなと思うんですけども、また村長のほうの施政方針を引用させていただきますが、交流から定住へ促すために空き家の活用について、全国的には都市部から地方へ移住・定住する田園回帰の流れが進んできています。当村にも空き家・空き地バンク等活用して移住していただいている皆さんも、徐々にではありますが増えています。空き家で田舎暮らしを体験していただくためには、売買だけでなく賃貸の制度が必要だという指摘を未来ミーティングでもいただきました等々の話になっておりますが、昨年、2019年11月17日でした。新潟県町村自治に関する研修会において、持続可能な地域社会総合研究所の藤山所長のほうからご講演をいただいています。この田園回帰の流れというのが東京一極集中、人口が一極集中している。地方はもう人口がどんどんどんどん流出して、社会現象が起きていて人手不足が進んでいる。出生数よりもやっぱり社会現象ですね、東京に人が流れていっているという問題。ただ、東京としましてもどうかというと、人口が多くなってよかったよかったですただじゃなくて、推計調査によると、30年後の高齢化率がすごい状態になってくる。全国的に、今東京に人口が集中しているというのが誰もよしとしていない状況の中で、田園回帰がもうそろそろ起きますよという推計のお話をいただいて、これは村にとって非常にチャンスなんじゃないかなということで、今空き家バンク事業の調査をさせていただきましたが、成果として上がり始めている。

ここで、村長、政策の提言をさせていただくんですが、空き家バンク事業は、やっぱり行政として取り組んでいかなければどうしてもならない部分というのがあると思うんです。特定空家に近い状態の物件、どうしてももう活用が出来そうにもない。ただ、これは所有者の責任で処理をさせていただかなきゃいけないですよと進めていく問題。それから、固定資産税の出納の問題。これらの問題が、やはり行政の立場として進めていかななくてはどうにもならない問題はあるかと思うんですが、バンク事業として売買、それから賃貸となるところに、これ実はビジネスチャンスがあるんじゃないかなと思うんです。4月のことです。ある住民から、使っていないうちを何とかしたいんだけどどうにか出来ないかねという相談を受けたときに、村では空き家バンク事業やっていますので、ぜひ利用してくださいということで、窓口のほうに同行させていただいて、手続、ついてやらせてい

ただきました。ちょっとやっぱり引っかけたなど思うのが、価格の掲示なんです。この物件、幾らの金額で掲示しますか。行政の立場から幾らぐらいですよという金額の掲示がなかなか難しい。ただ、うちを持っていて空き家を売りたいという人って、やっぱり欲もありますし、相場も分からない。幾らにすればいいのかねって。そこでやっぱりマッチングでちょっと時間的なロスもありますし、例えば、そこで高い値段をつけて売りたいってなったとき、なかなか売れない。そうしているうちに1年1年経過していくと、当然評価額が下がってしまう。

そこで提言したいのが、空き家バンク事業のビジネスとなると想定される部分を分割して民間委託って、村長、出来ないですか。これ民間のほうにある程度話を持って行って、民間のいろんな情報の発信とか、情報の整理、そういった情報の提供の仕方というのって、やはり自由度が全然違いますので、成果につながってくるというふうに想定されるんですけども、いかがですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まず、空き家の調査をしましたのは、空き家がある中で、実際に、今後もその空き家はメンテしながら使っていくという空き家もありますし、私も一時期、私の年寄りが亡くなったときには空き家になっていましたけれども、それもメンテしていくという状況でしたので、そういう空き家もあるし、もう家を継ぐ予定もないし、ぼろぼろでメンテしていない、これが一番困るわけですけども、行政からすると、そういう空き家もある。また一方で、どうしていいか分からないけれども、借りてくれる人があれば貸してもいいよという空き家もあると思うんです。だから、その辺を空き家で一くくりをしないで、仕分をまずしないと次の展開に進めないということで、まずは調査をできています。

議員がご指摘の民間の利活用の話は、多分、その有効活用出来る空き家についての対応だと思います。この空き家についても様々な意見がありまして、役場がやっているから安心だということもあれば、民間だとちょっと不安だということも当然ございます。

とはいいいながら、ご指摘のとおり、役場でこの金額は幾らにするべきだというのは、当然民間の売買だから言えませんから、なかなかそのアドバイスも出来ないということからしますと、そこに民間の参入する余地は多分あるのかなと思います。どんな関わり方がいいのか、丸投げしていいのか、あるいは、アドバイザー的にそこに民間の人が入っていただくとか、様々なやり方があると思うんです。ただ、そういう民間の事業者がおられるかどうかは実はありますので、基本的には、民間が活用出来るものはどんどん活用して、結果として、空き家が有効活用されれば、それが一番の政策目的ですから、そのための活用は様々なバリエーションも考えられるかなと思いますし、今後も研究していきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） いろんな制約もある中で、また、方向性として、今これをやったときに3年

後どうなる、5年後どうなるっていうところ、十分な調査する時間も必要になるかと思いますが、ただやっぱり、一つのチャンスになっているものと、マイナス部分というのを混合してしまって、何も動かないで時が過ぎていくというのがやっぱり一番もったいない気がしますので、今後の状況の観察と、それから思い切った政策の決断を期待したいと思います。

続きまして、2番目、新型コロナウイルス感染症対策の分散勤務ということです。

今どういった状況なのかというのを総務政策課長のほうから詳しく伺いました。

ちょっと話がそれますけれども、証明書等の発行を全国の自治体の中ではコンビニで発行している自治体があると思いますが、例えば、この村がコンビニで証明書を発行すると仮定したときのおよその費用ってどのぐらいになりそうですか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） コンビニでの証明書の交付につきまして、見積りを取った経緯がございます。その際に、導入で約2,000万円、あとランニングコストで月約30万円ということで見積りを頂いております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） ちょっとこの村でイニシャルコスト2,000万、ランニングコスト月……月ですよ。（「月30万」の声あり）30万というのはちょっと現実的でないのかなという感じはしますけれども、ただ、じゃあ今、平日の窓口業務の中で証明書が必要な住民の方はどうされているかというと、時間の休暇を取るか、休みを取るか、昼休みを使って走ってくるか、早退をして夕方間に合う時間帯に来るか以外ないかと思うんです。だからといって、どうしても閉庁時に証明書を発行しなければならない数がどのぐらいあるかというのが分からない状態の中で何かをするというのは、やはり無駄も多いと思うんですけれども、そういったアンケートなり、意向調査って今までされたことありましたでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 意向調査はしておりますが、ただ、議員がおっしゃるように、要は、サラリーマンでふだん仕事をしていて、証明書欲しくても年休取れないから困るということもあって、実は私も就任しました後で、住民サービス向上でどうするかということで、先ほど課長が話ししましたとおり、コンビニ納付も考えましたけれども、あまりにもコストが高過ぎる。実態、そうして、うちの村の場合、日曜日に来る人何人いるんだろうということも考えたら、ちょっと小規模市町村にはコンビニ導入は当面合わないなということで見送った経過があります。

とはいえ、そのままでは住民サービス向上が出来ないということで、一昨年秋だったかな、一昨年だと思いますけれども、あらかじめ電話で証明書を欲しいと言ってもらえれば、夜に、あれは毎火曜日と木曜日に取りに来たらそこでもらえると。そうすると、サラリーマン、わざわざ休まな

くとも取れるということでやったんです。果たして、それでどれぐらいあるかということで調べたら、多分、私の記憶では、この1年、一昨年からですけれども3件しかない。ということは、多分、そういう意味でのニーズは少ないなという実感は持っております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） その3人の中に入っているかどうかちょっと定かじゃないんですけれども、実は、その夜間の守衛室での証明書発行された方とたまたま居合わせたことがあったんです、私。その住民が求めていた証明書と予約をして出してもらった証明書が、合っていなかったかもしれないし、合っていたのかもしれないんですけれども、住民が聞きたいことって守衛さん答えられないんですよね。1件、1例だけだったんですけれども、そういうのがありました。今、村長答弁いただいたように、わずかかもしれません。

村上市の荒川出張所も時間は延長して、当初月4日、毎週木曜日。それから2か月経過した後、月2日、隔週の木曜日。今現在ちょっと調べていないんですけれども、昨年の段階で月1日、第1木曜日、7時まで証明書発行しますよというのをやっているんです、住民サービス。そこの方にちょっと伺って、どんなもんですかって聞いたら、やっぱり村長がおっしゃるとおり、毎週延長して開けていたら、やはり1人ではうまくないんで2人職員を残す。やっぱり月に1枚か2枚しか来ないということで、どんどんどんどん数を減らして、今月1回になっているんですけれども、それでもやっぱりなかなか来られる方というお話だったんです。

本題に戻させていただきます。

今、先ほど分散勤務の中で、土日、1階に5人から10人出勤されているということでした。これを機会に、例えば、期間限定でも構わないと思うんですが、証明書発行の窓口サービスのデータ取りというのって出来ないですか。住民に対して、この期間限定にはなりますけれども、土日に証明書発行していますので、必要な方お越しく下さいという広報を出してもらったときに、例えば、夜間予約で受けますよ以外で、ああ、今日やっているんだったら行けるといって人が来るかもしれません。これを実証実験的な形で窓口の証明書発行、出来ないでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほどお話ししましたとおり、夜間に交付で、一昨年からで3件ということもありますし、過去に、年末年始でしたか、長期にわたるといって窓口開設したときもほとんどないって実態です。職員をそのために配置するというのは、かなり費用対効果から考えますと難しいと思っていて、ましてや、今、私が就任以来、職員数5人ぐらい減っています。正規の職員、役場の職員が減っていますから、かなり職員自身も厳しい状況で今、申し訳ないですけれども、仕事をしている状況の中で、コロナの対策のために、あえて不効率ながら今分散勤務をさせていますので、それを常態化するとすると、職員にもかなりの負荷もかかりますし、果たして費用と効果

どうだろうかというのは、今の現状を見る限り、例えば、登録がどんどん増えて、今度夜間じゃないから昼開けろとなれば、またそれは検討の余地はあるかと思いますが、当面は、再度夜間交付のPRをどんどんして見て、知らないからもし3件かもしれませんから、それならどんどんPRする中で推移を見ていきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 冒頭に、村長のほうから、非常事態で土日分散勤務をしていると。来訪者の対応もなく効率いい仕事が出来ているとおっしゃっていただいた経緯もありますし、ただ、せっかく1階にも職員が出ているのに、開庁せずに、土日私も来庁したことあるんですけども、一人一人やっぱり目的場所と署名と入庁時間、退室時間全部書くところありますので、そこも全部記載させていただいて入ったんですけども、せっかく出ているのにこれをやらないともったいないなということで、今回の質問させていただきました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、11時25分まで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

---

午前11時23分 再開

○議長（渡邊秀雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

10番、菅原 修さん。

○10番（菅原 修君） 10番、菅原です。

私のほうからは、10月に予定している防災訓練についてお伺いをいたします。

昨年、地震や台風、水害など、全国各地で自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。

今年10月に予定している村内一斉の防災訓練はどのような形で行うのかを伺います。

1、自然災害では何を想定して行うのか。

2、コミュニティー単位なのか、各集落単位になるのか。

3、先ほど鈴木議員の質問にもありましたが、避難場所でのコロナ対策はどういうふうにやっていくのか。

4、要援護者の参加は考えているのか。

5、消防団の役割は。についてお伺いをいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 菅原議員のご質問に順次お答えをいたします。

今年の10月に予定をしております村内一斉の防災訓練についてでございますが、自然災害では何を想定して行うのかということのご質問ですけれども、集中豪雨によりまして荒川本流・支流の水

位が上昇し、洪水、内水氾濫、土砂災害の危険性が高まったことによります水害を想定した訓練にいたしたいと存じます。

参加単位につきましては、全村民を参加対象者としまして、各自主防災会、集落単位で避難行動をしていただくよう考えております。コミュニティー単位におきまして、自主防災会や集落と調整をしていただいて合同訓練をするというのも一つかとは思っております。

避難所のコロナ対策についてのご質問ですが、先ほど鈴木議員の答弁にも触れさせてもらっていますけれども、受付時の検温、医師・保健師の配置、巡回、マスクなど感染症対策物資の携行、手を洗う、消毒液の配置、あと換気の実施などを対策として考えております。

要援護者の参加につきましては、全村民を訓練参加対象者としており、無理のない範囲で要援護者の皆様にも参加していただきたいと考えています。毎年、各集落での要援護者名簿の作成をお願いしておりますが、各自主防災会や集落ではその名簿を活用していただきまして、避難の実行動をシミュレーションをする機会としていただきたいと考えております。

また、消防団の役割につきましても、災害発生時を想定した訓練をお願いしたいと考えております。具体的には、住民に対する直接的な避難指示や呼びかけ、避難誘導、交通整理などの安全管理、土のう積みなどの水防訓練、第4分団女性部においては炊き出し訓練などを予定しております。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） 1点目からちょっとお伺いをいたします。

今ほど、自然災害では何を想定して行うのかということで、水ということが言われていましたが、毎年というか、今までやってきたのはほとんど水に対する避難訓練であったわけです。それに対して、なかなか、水害後、皆さん高台に移転されて、水害に対する危機意識というものがない方もおられるんです。それだけに、うちはこんな高いところにいるからそういうのには参加しないみたいな部分もありますので、出来ればたまに、何年に1回かは地震とか別な災害を想定して行うのもいいんじゃないかなと思いますが、村長さん、いかがですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 私が常々気にしておりますし、対策をしっかりしなきゃならない、まずはやっぱり昨今の状況を見ましても、水害の被害というのがいかに甚大かということで、これまでも水害の訓練をしておりますが、もう少しシミュレーションといいますか、実態に合ったしっかりとした訓練をもっともっとすべきかなと思っております。実は、この訓練をやるにしましても、その後の反省をしっかりして次回に生かす対応をしていきたいと思っております。地震についておろそかにする必要はないんですけれども、状況を見ながら、今後の対応をどういう形にするのかというのは、今年はまだこういう形にしますけれども、次年度どうするかはまたその都度考えていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） 2点目のコミュニティー単位なのか、各集落単位なのかということを今、村長さんのほうからは、どちらでも検討していただいて、いろんなことを想定してもらいたいということがありましたが、なかなかコミュニティー単位でやると大きくなると思いますか、なかなか参加してくれる方々が余計になるような気がするんですけども、個人的にやるよりは何か少なくなるような方向性もありますので、また、いろんな部分でコミュニティーのほうに負担もかかってくると思いますが、とにかく、皆さんに、どういう方であれ参加していただけるような体制を、ぜひ村としても行ってもらいたい。コミュニティーに任せるんじゃなくて、また集落に任せるだけじゃなくて、村でもいろんな部分で知恵を凝らしながら、いかに多くの人参加していただけるのかを想定して進めてもらいたい。それがどういうことがふさわしいのかということで、ぜひコミュニティーに任せるだけではなくて、村としてもいろんな部分でのことを想定しながら、一人でも多く参加していただける体制を取っていただきたいと思いますが、村長さん、いかがですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 一番問題なのは、防災訓練が、何ていうんですか、防災訓練になっていない訓練になるのはやっぱりまずいなと思っていて、やっぱり実践的な訓練にする必要があると思います。ただ、役場で避難所を開設をしたりとか、様々な行政でやるべき対応もありますが、基本的には、ほかの災害でもよく言われますが、役場が音頭振ったって人が動かないって。やっぱり地域地域の防災のリーダーの人たちが、本当にいざ水害になったらどうするんだ、地震になったらどうするんだということの常日頃のそういった意識啓発といいましようか、そういうことをしなきゃならないと思っていて、村の役割としては、そういった体制が取れるような情報発信をしたり、あるいは啓発活動をしたりということで、いざとなれば自分たち動かなきゃなんねんだよということの意識づけを村としてはしっかり押していきたいなと思っていて。その結果、こういう訓練に参加する方が増えれば、それはそれでいいのかなというふうには思っているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） 3点目は、先ほど鈴木議員のほうの答弁にありましたので省略いたしますが、4点目の要援護者の参加、これをなかなか把握しづらいというか、日々状況が変わっていると思うんです。恐らくそうになっている方もいるし、亡くなられている方もおられると思うし、いろんな部分での日々状況変わってきていると思いますが、また、防災計画の中でも、つくった当時は元気だったんだけど、今はどういうふうになっているか分からないという部分もあると思いますので、これはやっぱりある程度名簿化するのには大変だと思いますが、誰に、一番的確にこれを把握していくのは誰になると、誰が一番あれなのかちょっと教えてもらいたい。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 要援護者の名簿の関係ですね。これにつきましては、健康福祉課のほうで毎年年度末2月、3月に区長さんを通じまして、各集落に名簿の提出をお願いしております。亡くなられた方とか、新たに要援護者として名簿に載せたい人につきまして整理をしていただいて、提出をしていただきます。それを健康福祉課のほうでまとめまして、名簿が新たにきれいに整備しまして、改めて、今年は6月1日号の広報と一緒に各集落の区長さんにお配りしております。あと、役場の総務課防災担当のほう、それから民生児童委員の方にも情報共有ということで配付させていただきます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） ありがとうございます。

この要援護者なんですが、誰がそれを連れ出す役目になるんですか。消防団なんですか。それとも、そのうちの家族になるんですか。それとも、役場のほうで誰か適切に対処していただけるのか、ちょっと伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 要援護者名簿の中に、載っている一人一人の名簿の方に対して誰が、避難が必要になったときに誰と一緒に避難するかという責任者みたいな方を記入させていただきます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） ありがとうございます。

5番目の消防団の役割はということで、今村長さんのほうからありましたが、なかなか消防団としても、緊急に対するそういう備え意識がないといいますか、その部分もあると思います。ただ、何か今までであれば、駐車場係とか何かいろんな部分での、いまいちその対応をしきれない部分があると思うんですが、その辺はもう少し、消防団に対してきちんとした形で支援というか、役割を考えたほうがいいんじゃないかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） ただいまのご質問のとおりで、ご質問といいましょうか、ご指摘のとおりだと思っております。避難訓練というと、何ていうんでしょうか、イベント的なことにしがちなんでございますけれども、やはり本当にここが崩れたらどうする、どうやって、どういった行動を取るのかというのをそれぞれの立場でやる必要があるし、そこに重点を置くべきだと考えているところでございます。議員ご指摘のとおり、消防団でもよく打合せをして、実のある訓練にしたいというふうに考えております。



○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） 最後になりますが、10月のいつを想定されているのか、分かったら教えていただきたい。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 今のところ、10月の最後の日曜日を考えております。当初というか、今まで10月の第3日曜日をやってきたんですけれども、自衛隊の応援をいただくとか、そういった調整の中で、最後の日曜日であれば可能だということで今調整を進めているところでございます。今回、コミュニティーでいいますと、川北地区をメイン会場にしておりまして、コミュニティーの皆さんとも会長さんとも協議をして10月の最後の日曜日。いつも学校の文化祭とか、農林業まつりとか、そういうのとかぶるんでありますけれども、その辺もたまたまいいまいしょうか、日にちがずれるようでございますので、10月の最後の日曜日にやれるんでないかなということで考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 4番、伊藤でございます。

嫁むこ対策（配偶者対策）についてお伺いします。

嫁むこ対策については、令和元年9月議会において、村人口ビジョンの達成状況についてと題して一般質問をした際、再質問で加藤村長の見解を伺ったところですが、今回改めてこの件について、進捗状況や加藤村長の見解をお伺いいたします。

嫁むこ対策については、市町村、都道府県、国においても、これまでプライバシーに関わる事柄だから行政として個別具体的な対策は慎重に進めなければならないとの考え方が支配的で、人口減少、少子化の根本となる大きな課題であることを認識しつつも、プライバシー問題、結婚しない自由、人権尊重という壁が立ちはだかり、行政としての積極的な取組につながっていないのが現状ではないかと思っております。

多様性を尊重する社会が成熟した社会だとの考えは尊重すべきだと認識しておりますし、家族の形や配偶者との関係も多様な形が認められ、理解される社会に進化してきていると思います。

しかし、新たな命の誕生なくして私たちの社会の維持発展はあり得ないという厳然たる事実がございます。人口減少、少子化は国難であると政府も認めているこの時代、このことを一人一人が改めて認識すべきではないかと思っております。

嫁むこ対策は、具体策を講じるとともに、対策をどのように進めるべきかという問いを村民に投げかけることからスタートし、村民と村と一緒に考えるという手法もあり得るのではないでしょう

か。結婚を望んでいる人、結婚のための出会いの場を望んでいる人をみんなで考え応援し、その結果としての新たな命の誕生を村と村民がともに祝福できる環境づくりを進めたい。このようなメッセージを加藤村長から発信していただきたい。

今年度の村長施政方針において、結婚のために出会いの場を望んでいる方々のニーズに応えるため、そうした機会の提供などの取組について必要な支援を実施してまいりますとされております。嫁むこ対策の今年度における進捗状況または推進方針と、先ほど述べましたように、抽象的な表現が多く恐縮でございますけれども、私の述べました嫁むこ対策に対する考え方につきまして、加藤村長の見解をお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

平成30年1月の国会における安部首相の施政方針演説におきまして、少子高齢化という国難とも呼ぶべき危機に直面しているとの演説があり、また、本年1月にも、出生率の低下による人口減少に歯止めをかけるとの演説がありました。

村としましても、人口減少の一要因である未婚者割合の増加への対策が重要であるとの思いから、昨年秋にコミュニティー単位で開催をいたしました未来ミーティングにおいて、今ほど議員がおっしゃったように、対策をどのように進めるべきかという問いを村民に投げかけるところからスタートしてというお話がありましたけれども、まさしく、その辺の対応について未来ミーティングでも意見交換をしてきたところでもあります。参加者からは様々な意見がありまして、対応が難しい問題ではありますが、人口減少は今後の村政を考える上で非常に大きな問題でありますので、今後も継続しまして、嫁むこ対策を含め、人口減少に係る諸問題について、村民の皆様と議論を深めてまいりたいと考えております。

嫁むこ対策の今年度の進捗状況についてですが、関川村の商工会の青年部による婚活につながるイベント開催の活動支援をするための予算を当初予算で計上をしたところです。商工会青年部では、村の農業や観光資源、村の飲食店を活用したイベントの開催について話し合いが行われ、9月にブドウ狩りとスイーツ作りをテーマに出会いの場創出イベントとして開催する方向で検討していましたが、新型コロナウイルス感染症のために時期を10月ないし11月頃まで延期することも検討をしながら、村も一緒になりながら協議を進めてまいりたいと考えております。

出会いの場、交流の場の創出につきましては、婚活イベントに限らず、様々な事業を行う際にも意識し、人と人とのコミュニケーションの場を増やす中で、結婚を希望される皆様の出会いの場が出来るよう工夫を凝らせればと考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

今ほど商工会青年会が主体となるイベントへの予算化のお話、それからコロナ禍による延期の実施を検討されているということで、ぜひ具体的な取組として進めていただきたいと考えております。

6月6日の新聞報道に、厚生労働省が発表しましたがけれども、2019年人口動態統計では、合計特殊出生率が1.36だったということで4年連続の減少。それから、人口自然減が51万人。出生数は過去最少の86.5万人だったという報道がなされております。

先ほど村長のご答弁にもありましたけれども、国全体としても大きな課題、国難というふうに政府も位置づけているわけですがけれども、やはり関川村のような人口規模の市町村においては、個別の各集落において結婚という事例が発生したときの喜びといいましょうか、非常に大きなものがございまして、子供の誕生というようなニュースは本当のその地区、地域のビッグニュースというか、本当にうれしいニュースになるわけですが、ただ、しかし、今のプライバシー重視の社会ですと、なかなか地域の中でも、例えば、具体的にあそこの誰々は幾つになったけれどもまだ結婚出来ないというような、そういうような話をする事さえも何かタブー視されているような雰囲気が感じられます。

しかし、このように嫁むこ対策は厳しい、難しい課題ではあると思っておりますけれども、関川村だから出来る施策もあるのではないかと思います。例えば、具体的には、年代あるいは年齢ごとの独身者の把握など、とにかくまず現状を把握するところからスタートして、様々な話合いの場で嫁むこ対策を、その話合いの俎上にのせるということをみんなで意識しながら進めていく方法もあろうかと思っております。

以前、私の知人の先輩が、いろいろな公職を経験された方でしたけれども、冗談も交えながら、私に、結婚相談員というのを村から囑託していただければ必ずカップルを成立させますよというようなお話も聞いたことがございます。これが、大勢の方がこういう意識を持っているとは言えないんですけども、やはり先ほど申し上げましたように、村長あるいは村の幹部の方が、区長さんとの集まりとか、いろいろな集まる機会にぜひこの問題をみんなで考えていただきたいと。それで、何か関川村だから出来る取組を、村独自の取組を、個人のプライバシーに配慮しながら進めていく雰囲気づくりというんでしょうか、そういうのをぜひお願いしたいと思いますけれども、この点につきまして、ちょっと漠然とした質問ですけれども、村長の何かもし具体的な施策に対する考えがございましたらご答弁いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 昔は、結婚するときも仲人がいたりとか、人を立てて嫁さんをもらいに行くとかという習慣が多分この地域にもあったと思いますが、今はそういうのが実はなくなっています。

前の未来ミーティングのときにも話を若い人たちとしたんですが、結婚をする気のない人がいる。結婚をしたいけれどもとは思っているけれども、あまり動く気もないと。様々な、未婚の方でも

様々なバリエーションがあって、話の中では、いや、結婚したいと思う人はさっさと動いて結婚している。今スマホでもいろんな、ちょっと出会い系ってそこ悪く言いますが、様々な場で友達になっているんな話ししてという方もおられますし、要は、結婚をしていない方で、結婚をしたいと思う人をどういうふうに動いていただくかというのは多分大事なのかなと。集落で結婚相談員するから、相談するから乗ってこいっていても、果たして若者がそこに相談するかどうかというのもあるんですが、やっぱり若者の気持ちが結婚をしたくなるようにどうやってやるのかって、そこ大変難しい話かなと思います。

ただ、そうはいいながら、ご指摘のとおり、これは国難でもあり、村の大きな課題でもありますので、様々な機会でも、区長さんもそうですし、どんな取組がしたらいいのかもうちよこつと議論を深めて、場合によっては、コミュニティーでいっちょ何かやってみようかというのがあれば、大いにそこは村としても後押しをしていきたいと思っておりますし、何か様々な、なかなかうまくすぐいくわけじゃないと思っておりますけれども、様々なトライ、アイデアがあれば村も積極的に取り組んでいきたい。そういう意味では、せっかく集落での会合等でこういった嫁むこ対策についても話題にする中で、新たな施策の方向性を検討していきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

今、村長からご答弁いただいたように、やはりそれぞれのケース・バイ・ケースというんでしょうか、独身者の方も20代から30代、40代、50代、60代でも未婚の方は、私の周りでもそうですし、大勢いらっしゃいます。本当に、何ていうんでしょうか、プライバシーとか、あるいは心身の問題でも結婚出来ないんだ、しないんだという方も当然いらっしゃると思います。そういう方々へ、何ていうんでしょうか、無理強いというような、そういうことは当然出来ないわけですけども、やはり中には、大多数の方は、今テレビの報道等ですと、経済が厳しいから結婚に至れないというような言い訳をされる若者のインタビューが特に出てくるんですけども、地方、私たちの関川村も含めて、私はちょっと違うんじゃないかなと。確かに、そういう経済的な事由もあると思うんですけども、何ていうんでしょうか、結婚したいんだけど最初の一步をどう踏み出していいか分からない。今こういう情勢ですので、例えば、親子の間でも、親のほうから、おまえそろそろ適齢期だよと、早く結婚してくれというようなことを遠慮しているというお話も聞くところですし、また、ご本人も親に頼れない、それから友人にも相談出来ずに一步を踏み出せずに日々過ごしてしまうということが多いというふうに感じております。先ほど村長も言われましたけれども、難しい課題であり、じゃあどんな方法がいいのかとなると、なかなか特効薬的なものはないんですけども、ただ、今我々がやるべきことは、タブー化せずに、この問題をみんなでどんな方法がいいのかというのをまずは話合いの場にのせるということが大切なんじゃないかという気がしております。

6月8日付の新潟日報の窓欄、ご覧になった方もいらっしゃるかと思いますけれども、本村の中学生が、少子高齢化で村の将来を憂慮するも、解決策をみんなで考えていきたいというような内容の投稿がございました。ちょっと引用させていただきますと、私たち中学生には、先のことを考えて自分たちに今何が出来るか見つけることはとても難しいです。それでも、私たち一人一人がこの問題に向き合って考えることこそがこの問題の解決の第一歩だと思いますというふうに書いて投稿をされておりました。非常に中学生がこのような考えを持っているということに頼もしく思いましたし、村民の一人としてはっと思いました。やはり私たちも人口減少、それから少子化を解決するには、やはりこの結婚対策というもの、配偶者対策というものを本気でみんなで知恵を出し合って、関川村独自の何か方法があるのではないかというふうな気がしております。

何か私の持論ばかりの話になってしまいましたけれども、先ほど村長からも力強い答弁いただきました。ぜひ村の課長さん方、幹部も皆さんそれぞれ結婚され、あるいは子供さんもそろそろそういう適齢期の方もたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひいいアイデアを出していただいて、少しでも未婚の配偶者が結婚出来る割合が増えていくことを念願して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、13時まで、1時まで休憩いたします。

午前 1 時 5 8 分 休 憩

---

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 先ほどの菅原議員さんの一般質問の答弁のところ、間違っただけで答弁したことがありましたので訂正させていただきたいと思います。

要援護者名簿について、6月1日号の広報と一緒に集落の区長さんのほうへ配付させていただきましたと答弁いたしましたけれども、5月1日号の広報と一緒に区長さんのほうへ配付させていただいておりましたので、訂正させていただきます。

なお、下関集落につきましては、今現在名簿の更新の時期ということで、そういう更新の作業をされているということで、例年6月の更新が終わりましたら村のほうに提出していただいておりますので、追加してお話しさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） では、次に、2番、近 壽太郎さん。

○2番（近 壽太郎君） 2番、近です。私の一般質問を行います。

移住希望者の受入れ強化ということについて質問させていただきます。

今後、都会から田舎への移住者増加が見込まれるということが報道などでも多く報じられておる

ところですが、ちょっと古いんですけども、2014年の内閣官房意向調査では、東京在住者の4割が今後地方への移住を予定または検討したいと考えているとあります。この4割の中には、どうしても行くんだという人もいれば、まあいいなというふうな人も、全部合わせての話だと思えますけれども、これに対して、村でも、第6次総合計画の基本計画で、交流から定住を促すためにとし、1項から3項まで施策によって取り組んできましたが、これまでの成果、今後の課題や取組について伺います。

1、これまで村外から移住に関しての問合せ件数と成立件数。

2、成立出来なかった主な要因。

3、今後の課題。

4、今後移住希望者が一人でも多く定住出来るように推進していくと考えるが、村長の考えを伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の移住に関する問合せ件数でございますが、移住に限った相談につきましてはほとんどないのが実態でございます。

しかし、移住の前提となります空き家の相談や問合せ件数は複数ございます。空き家バンク始まりました平成28年度からの総数で22件。年々少しずつではございますが増加しておりまして、昨年は8件の相談がございました。なお、村外の方が空き家を購入した件数はこれまで4件という状況であり、3世帯が村外から移住されております。そのほか、既に村内に移住されていた方が転居のために空き家バンクで購入したというケースもございます。

また、東京で開催されます移住セミナーにも何度か参加しておりまして、その際の相談件数は1回当たり5件から10件程度だと思っております。

2点目の成立出来なかった主な要因ということでございますが、相談件数が極めて厳しい中で、具体的な要因を特定出来る、分析出来る状況にはございません。

次、今後の課題であります。まずは、問合せの件数を増やすということが必要だと思います。首都圏からの移住を考えますと、情報のないあるいは知名度のない市町村のパンフレットや資料を移住先として手に取るということはまずないと思います。様々な関川村のよさを積極的に情報発信すること、知名度を上げることが課題だと思っております。その上で、移住を考える上でまず必要となるものが住宅であります。しかし、公営住宅にも限りがありますし、空き家のバンクの登録件数も選択肢が少ないという状況でございますので、移住を検討する際には住宅事情等の改善というのも課題になり得るものと考えております。

今後、移住希望者が一人でも多く定住出来るように推進すべきというご指摘に関しましては、国

全体で見ますと、近年、田園回帰の動きが見られることや、議員ご指摘のように、首都圏にも多くの若者が地方移住に興味を持っているという統計データもございます。さらに、コロナ禍が終息いたしますと、テレワークの動きとともに、ますますこれらの流れが加速するのではないかと期待もございます。こうした中で、こうした大きな流れの中で、関川村を選択していただけるよう、首都圏で開催される県主催のセミナーへの参加や移住希望者が多く訪れる東京のふるさと回帰支援センターを会場とした村主催の体験セミナーなどを通じまして、大いに知名度の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 4番のこれからの多く定住出来るように推進していくというところでは、村長の前向きな姿勢が答弁をいただいたわけですが、具体的に、今後、村の受入れの強化といたしますか、そういう、なかなか専門職としておくことは大変だと思われまますので、出来れば、地域おこし協力隊がまだ、まだというか、募集していると思うんですけれども、その人を、これ一方に使うわけではないんですけれども、それも併せて出来るような地域おこし協力隊を募集して、移住者もそれなりの覚悟といたしますか、決意を持ってこの関川村を選んでくれたわけですので、それに対して様々な支援が出来るような体制づくりを出来ないものか、村長に伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今、協力隊の募集をしておりますのが、村の観光情報発信、PR関係でございます。出来ればそういう方が関東辺りから来られて、我々に分からないような村の魅力をどんどん情報発信してくれると。あわせて、その方で移住のサポートが出来れば、これは最高にいいので、募集をしているんですが、なかなか今協力隊も各自治体間での取り合うといいましようか、かなり厳しい状況でございます。そんな中で、引き続き、これからの定住、即定住ってなかなかいかないと思うんですが、例えば、企業の方がテレワークの会場として村を選ぶとか、短期のテレワークの会場にするとか、そういう捉えも何か出来ればやってみて、関川がいいなというところで、それが根づいて定住というのがつながるかもしれませんから、即定住じゃなしに、様々なことを検討する中で、一人でも定住者が増えるということになればいいかなと今思っているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 今、そのテレワークとおっしゃいましたけれども、まだWi-Fiの整備が完全でないような状況の中で、一步一步でも出来るところから進めていってほしいと思うんですが、そういうWi-Fiについてはどうなんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 比較的うちの村はWi-Fi環境は整っていると思っておりますし、もし、そういう企業の要望でないところであれば、その整備を進めていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 前向きな村長の答弁、ありがとうございました。

今後、それこそ、このコロナの一件もあって、そういうことが急加速する可能性があるわけですので、十分な体制を整えていってもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋です。よろしく願いをいたします。

私のほうからは、防災の面から砂防ダム、砂防堰堤等についてお伺いをいたします。

日本における砂防ダム建設の歴史は古く、806年に始まり、1684年には土砂止め工事として実施されたとあります。近年ではコンクリートで施工されているものが多いと自分では実感しております。

関川村内においても、砂防ダム、砂防堰堤などが建設されておりますが、どの程度把握されているのか伺いをいたします。

1つ、国、県、営林署で建設された件数をお伺いいたします。

2つ目、国、県、営林署で最初に施工を完了した年、分かったらお願いをいたします。

3点目ですが、施工完了後に安全の点検は行われているのか、その点についてお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 高橋議員のご質問にお答えをいたします。

まず、国、県で建設をした件数についてですが、関川村管内の堰堤等設置数は、国土交通省が管理しているものが41基、既存資料から確認出来るものとして、林野庁が管理しているものが96基、新潟県土木部が管理しているものが14基、新潟県農林水産部が管理しているものが94基、合わせて合計245基でございます。

次に、国、県で最初に施工を完了した年ですが、最初に村内において完成した堰堤は、国土交通省所管の堰堤は昭和46年竣工、林野庁所管の治山ダムは昭和43年竣工、新潟県土木部所管の堰堤は昭和42年竣工、新潟県農林水産部所管の堰堤は昭和30年竣工と伺っております。

次に、施工完了後の安全点検についてですが、国土交通省が管理しております砂防堰堤については毎年1回の定期点検を実施していると伺っております。新潟県土木部が管理しております堰堤はおおむね10年に1回、5年に1回の定期検査を実施していると伺っております。また、林野庁が管理しております治山ダムはおおむね5年に1回の定期点検を実施していると伺っております。新潟県農林水産部が管理しております堰堤は5年に1回の定期点検と伺っているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。



国土交通省では、点検の結果は、46年度、県では42年、昭和42年というところと相当古くなっているわけですが、その辺の点検の結果として、まだ、例えば、10年もつんだとか、そういう、5年もつんだとかっていう、そういう公表はされてきているわけですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 国土交通省については、毎年点検して、その点検結果を健全度として表しているようですが、もう10年もつとか、5年もつとか、そういう単位ではないと思います。健全度を新潟県のほうではABCの評価で、Aは何もしなくても大丈夫な健全度、B、Cについては、例えば、クラックが多少入っているのでも5年に一遍の、10年じゃなくて5年に一遍、ちょっと短いスパンで点検をしていこうというようなことでの点検をしているというふうになっておりますが。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

そうすると、ランクづけでABCということで報告されているというふうに理解をしているんですが、そのCというのだと、クラックが入っても、今のお話を聞けば、半永久的というか、そのぐらいの目安なんだけれども、クラック程度でまだまだ大丈夫だよというお考えだと思うんですが、その辺、そういうふうな理解でよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 大変すみませんが、所管する機関がそれぞれ国、県になりますので、詳しい話までは申し訳ないですが聞いておりません。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） なぜこの話というか、質問をさせていただいたのかということ、先ほど来から皆さんから防災の話が出ておるわけです。そんな中で、河川においては流木の伐木進んでおりますけれども、この砂防ダムとか堰堤の話については、なかなか話が聞こえてこないものですからお伺いしておるわけなんですけれども、今、近年でゲリラ豪雨だとか、そういうことが多発しているので、そういうところを把握し理解しながら防災マップだとかに記入をされていくのが、何ていうのかな、防災意識の高揚といいますか、そういうふうにつながっていくんじゃないかと思っておりますけれども、その点についてはどんなものでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 防災についてでございますけれども、例えば、それぞれの堰堤の役割が違いまして、林野庁や新潟県の農林水産部のほうで造っている堰堤というのは、治山ダムといたしまして、要は、造って、その上流の勾配を緩やかにする。緩やかにして土砂の流出を防ぐというのが主な目的でありますし、国土交通省や土木部については、今言った上流の勾配を緩やかにして、要は、土石流的なものをスピードを抑えるとか、そういう効果もございます。よく近年、スリット化

とかという話もございますけれども、あれはやはりその各所管の機関でスリット化が必要な場所についてはスリット化をしていったり、先ほど議員のほうからもありましたとおり、流木の捕捉、それを目的に鉄枠といいますか、そういうので附帯設備を造っているところもございますので、それぞれの所管する機関について、ちょっと問合せをしないと詳しくどの辺まで守れるのかとか、その辺はちょっと分からないのが正直なところです。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

今、私も間近にあるところをこうやって見てみますと、ほぼもうその当時施工されているのは満杯な状態で、普通、砂防というのは満杯になったらまた次造っていくというような形だと自分では理解しておるんですが、そういう話、今後また施工するだとか、そういう話は村のほうには来ておるものなのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 新規については今のところ聞いておりません。先ほどもお話ししましたように、42年とか、30年とか、そういう古いのがありますので、そちらのほうの点検結果を基に改築が必要なものについて補強するというようなことは聞いております。

それと、満砂なったから土砂を撤去しなきゃいけないということも一つあるんですが、徐々にたまっていく土砂については、そのたまった状態で勾配が緩やかになるものですから機能するというふうな考えもありますので、例えば、大雨が降って、その後に急激に土砂や流木がたまっている堰堤があるということであれば、情報提供いただければ国、県のほうに上げまして、排砂、土砂の撤去をしてもらおう要望等していきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

それで、先ほど申し上げましたが、そういった防災マップ、前にも聞いておるんですが、土石流の箇所だとか、今ため池の、防災士さんがその辺の防災に関する取りまとめをやっているというふうに村長からお聞きしておりますけれども、この辺ももう昭和42年代、昭和40年代の砂防堰堤だとか、どの辺にあるんだよというのをマップに記載されたらどんなもんかと思うんですが、その辺についてはいかがなものでしょう。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） マップについては、基本的には、それぞれの住民が災害のときに危険度をどう判断して、どう避難行動に結びつけるかということだと思います。

砂防堰堤については、一昨年も私ヘリコプターで飛んで見てきましたけれども、かなり誰も知らない山の奥に結構あるんです。果たして、あれをマップに入れたときに、避難をする住民にどうい

うのがあるのか、ちょっとまだ想像しづらい部分があります。果たして、それが有効かどうかはちょっとよく考えてみたいと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

やっぱり住民も、どこに何が施工されているのか分からない人たちがいるかと思うので、そういう避難するだとか、そういうときに、そのマップを頼りに意識を高めるのも一つかなというふうに思いますので、その辺の検討もひとつよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで一般質問を終わります。

---

日程第5、報告第6号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、報告第6号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 最初にお諮りいたします報告第6号は、公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況の報告についてであります。地方自治法第243条の3第2項によりまして、資本金などの2分の1以上を出資している財団法人や株式会社などは、その経営状況を議会に報告することとなっております。例年のとおり、関川村自然環境管理公社から関係書類が村長宛てに提出されましたので、その関係書類をもって報告するものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

自然環境管理公社へ村の社会教育施設ど〜むとか、村民会館、これ委託しているんですけども、多分2年ぐらいなっていると思います。それに対して、委託してよかったか悪いか、評価、教育長お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 特に私の耳には苦情等が入ってこないんですけども、全体的には、結果的によかったなどは感じております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） これは多分経費の面でよかったんじゃないかなという、そういう答弁、今私は感じるんですけども、実際、特に村民会館に関しては、やっぱり行政と村の大事な顔つなぎの場だったんです。それを突然管理公社に委託して、当時はもう村民も大分戸惑ってましたし、何

であんなことしたんだと、そういう苦情もありました。多分、長い間でもう村民も諦め半分で今現状我慢しているんじゃないかなと思うんですけども、今後もずっとこういう形で続けていくのか。例えば、村民にどうかという意見を聞いたりする機会を設けていただければなど、そういうふうに思いますので、その辺考えはありませんか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 公民館運営審議会というような組織もございますので、そういった中でご意見聞きながら、必要に応じて検討していきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） ぜひ村民の声を聞いていただきたいと思います。

それから、もう一件なんですけれども、雲母里も、これも管理公社へ委託しているわけですが、現在、雲母里どういう形で使用されているのかお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ご質問ありました雲母里についてですが、雲母里のほうには6次化に向けて試作を行えるような機械の整備を行わせていただいております。現在、複数名申込みがございます。毎週のようにそこで試作を行ったり、もう既に製品化をしてゆ〜む等で販売されている方も出てまいりましたので、一定の成果あったかと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 今、多分厨房のほうだけですよね。あの部屋とか、ああいうほうは、今のところ何か予定あるのか。それとも、大分多分あれだけの造りであれば相当傷んでいるんで、改修しないと、もし使用する人が出てきても使用出来ないような状態になっていると思うんですけども、その辺、今現状どんなふうになっていますか。

○議長（渡邊秀雄君） 政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 畳が敷かれております大広間のほうにつきましてですが、既にいろいろな業者さんのほうに見ていただいたりということで、昨年、一昨年ご覧いただいたりはしたんですが、なかなか使用者が見つからないというような状況ではございます。

また、施設そのものも古くなっている面もありまして、今現状少し手をこまねいてはおりますが、継続して利用については検討させていただきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 4番、伊藤でございます。

今回、事前に管理公社の決算報告書を頂きました。それで、昨年の6月定例会議だったと思えますけれども、私質問させていただきました。それは、公益目的事業、それから収益目的事業、合わせてかなりの金額といいますか、予算規模1億8,000万円ぐらいでしょうかの事業規模なんですけれ

ども、監査の体制、監事がお一人でこの会計監査を行っているわけですが、監査、この規模をお一人で十分適正さを担保出来るのでしょうかというような質問をさせていただいたかと記憶しております。その際、たしか宮島副村長のほうから、規約では2名以内というふうに、監事2名以内というような規定があるので、増やすことも検討してみたいというようなご答弁をいただいたかと記憶しております。この点、会計の進め方については村も十分チェックしているので、1名の体制で来ましたとか、そういう協議をされたのであれば、その経緯についてお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまの件でございますけれども、監査のほう、今もというか、昨年度まで、令和元年度までは1名でやっております。監査の状況、伊藤議員のほうから先般の6月の議会でご指摘をいただきましたので、私のほうも出席してまいりました。その監査の内容については、伝票から全部確認をしていただいて適正な監査をしていただいておりますが、なお、1人では不足ではないかというご指摘をいただきましたので、このたびの6月2日に行われました管理公社の評議委員会のほうでもう一名補充しまして、2名体制で令和2年度からはスタートする予定であります。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

監事が2名体制になるということで、非常に細部にわたるわけですし、また規模も大きいと思っております。ぜひ適正な監査が執行されますよう、執行部のほうからも十分管理監督のほうをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田です。

私、この決算報告の中で3ページのゆ〜むの関係です。ちょっとお聞かせいただきたいんですけども、例年に比べて収入額が減っているなというふうに思ったんですけども、入館料が4,686万4,000円、それと入湯税、税金が1,278万円と。例年ですと、6,500万円ぐらいというのかなというふうに思っていたんですけども、その減った入り込み数とか、あるいは、その理由、コロナの関係なのかなとは思ったんですけども、教えてもらいたいと思っております。お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、ゆ〜むのほうについては、確かにコロナの関係で3月1日から1か月間休館となりましたので、その影響額が370万ほどございます。それに加えまして、昨年度から村民優待券の関係といったものもちょっと減っているということで収

入が減少しております。入湯税のほうについては、コロナの関係で約100万ほどの1か月間の休館のために影響がありました。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 今ほどの平田議員の質問と絡まるんですけども、昨年度の累計でそのぐらい落ちていて、今年度も閉館していた時期があると思うんですが、今年度の減収見込みとか出ていますか。もし出ていたらお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 昨年度の影響、今年度から、4月からもちよっとお休みをいただいたりした期間がございましたので、影響はかなり出ております。なかなかお客さんもコロナを警戒されてちよっと足が遠くなっているところがございますので、今後PRをしていきたいと思っておりますが、その影響額については、はっきりとしたところまではまだ見込めていない。というのは、ちよっとゆ〜む自体が、これから6月19日のいろいろと動けるような状態になったときに、だんだんその状況が分かってくるのかなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） この会議の冒頭で、村長から6月19日から全面的に村の施設開いていくということだったんですけども、ゆ〜むのサウナも6月19日から使用出来るようになりますか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） サウナについては、その前の緩和したときにもう使える状態になっております。ちよっとあまり密にならない状態で使ってくださいというような内容での使用ですけども、開放はされております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 3月、4月にゆ〜むが閉じていて、開いたときにサウナが使えない状態だったと。ジャグジー風呂も使えない状態だったと。そのときに、村民から、サウナ、ジャグジー使えなくて500円なんだけれども安くしてくれないかなという声聞いたんですけども、今後、もしまたコロナ第2波、第3波が来て、ゆ〜むの利用制限なったときに、割引とかって検討出来ますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 割引にするのか、あるいは村民優待券を出すのか、対応、ここどうなるかわかりませんが、検討はしてみたいと思います。

先ほどのお話の中で、コロナの影響どうかという話もありましたけれども、対前年と比べますと、もうフリーに今サウナも入れる状況になっているんですけども、ある短期間を前年度の短期間と比較すると、まだ入り込みが半分達していないという状況で、やっぱりまだまだコロナの心理的影響

でゆ〜むを使っていない人がかなりいるなというふうな状況でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

---

日程第6、報告第7号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、報告第7号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第7号は、株式会社パワープラント関川の経営状況の報告であります。これも、報告第6号と同じく、地方自治法の規定によりまして議会に報告するものでございます。会社から提出されました関係書類をもって報告とさせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

このパワープラントからの決算報告書、この一番最初に当期の経営成績の概況と、こういう文章書いています。村長、これどの程度まで信用しますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 基本的には、これはこういう形で報告をされているものですから、そのとおり、これを否定するような証拠書類を持ち合せておりませんので、議会に対して報告するのは正常なものと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 結構、アメリカとやり取りしているという報告なんですけれども、村で今このパワープラントに関して、どの程度まで把握しているか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 会社に対しましては、アメリカとのもう取引は村は関与しないので、収束に向けてくれという話を一昨年、昨年4月頃に話をしております。それと併せて、この会社の所在の雲母里のところの賃貸借も解除いたしましたし、旧美穂農場の貸付けも解除しております。一切、仮にそういう案件があったとしても、貸す前提にはないということも話もしておりますので、あとはこの会社をどう清算するかという問題でおりますので、いちいちアメリカとどういうやり取りをしているのかって、それはもう関知する必要がないかなと思っております。

ただ、今これ裁判になっている関係があるので、今はちょっと村としては静観をしておりますが、裁判が終わった後には、この会社の処分をどうするかということも、今後、村としても考えていか

なきやならないかなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 今ほどの伝議員と全く同様の質問ですので、取下げさせてください。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

---

○議長（渡邊秀雄君） 先般の第5回臨時会議の中で、鈴木さんの質問の中で、教育課長から。

○教育課長（熊谷吉則君） 令和2年5月28日開催の第5回臨時議会におきまして、一般会計補正予算（第3号）の中で、9款教育費小学校費の工事請負費の中で、多目的教室へのエアコン設置工事の話がありまして、その補正の説明の中で、鈴木議員から設置するエアコンの能力についてのご質問がありまして回答が保留となっておりますので、この機会でちょっと報告させていただきます。

室外機の馬力につきましては、12馬力ということを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上となります。

---

日程第7、議案第43号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） それでは、日程第7、議案第43号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第43号は、関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例でございます。この条例では、手数料を徴収する種類と金額を定めておりますが、法令の改正によりまして手数料の定めが不要となったため、これに対応して条例の一部を改正するものでございます。

詳細は総務政策課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、一部改正条例でございますが、新旧対照表をご覧くださいと思います。

2ページをお願いいたします。

2ページ、左側が改正後、右側が改正前となっております。右側の改正前の（16）でございます。マイナンバーの関係ですけれども、デジタル手続法などによりまして、マイナンバー通知カードが令和2年5月25日に廃止となりました。そのため、マイナンバー通知カードは再発行しないということから、その手数料につきましては必要がなくなりましたので削除するというものでございます。



それから、3ページをご覧いただきたいと思います。

改正前、右側ですけれども、(29)、(30)でございます。主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、食糧法と言われておりますけれども、これに基づく各種申請手数料ですが、申請手続きにつきましては許可から届出制となっていることから、手数料を規定しておく必要がありませんので削除するというものでございます。

そのほかの改正につきましては、法律の名前が変わったことや文言の整理などでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8、議案第44号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第8、議案第44号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第44号は、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免措置を加えるものでございます。

詳しくは住民税務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 議案第44号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる国民健康保険税の減免措置を加えるもので、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものです。

附則第17項は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている国民健康保険税について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれるなど、第1号、第2号の規定のいずれかに該当する場合は減免するというものでございます。

また、2ページにあります附則第18項は、第13条第2項の規定で申請期限を納期限の7日前までと定めておりますが、今回の減免については村長が別に定めることが出来るよう規定するものでございます。

なお、減免額など詳しくは、今回の減免に要する費用が国の財政支援を受けられることとなっております。この支援基準に合わせて別途要綱で定めることとしております。

それでは、国から示された国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準について説明させていただきますので、お配りしておりますピンク色の用紙で、表紙に、議案第44号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例説明資料とあるものをご覧ください。

初めに、2ページをご覧ください。

1、財政支援の対象とする減免措置ですが、財政支援の対象とするものは、市町村が条例に基づいて行った減免措置とするとなっております。

2の交付額の算定の基礎となる減免基準では、（1）減免の対象となる世帯及び減免額として、①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯は全部免除、②主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次のiからiiiの全てに該当する世帯は、資料の下から3行目にあります減免額の算定により算定された額とすることとなっております。

3ページにつきましては、減免額の計算式の説明となっております。

次に、4ページ、最後のところをご覧くださいと思いますが、（2）としまして、減免の対象となる保険料（税）となっておりますが、こちらで、令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものとするとなっております。

また、3の保険料（税）の減免に要する費用に対する財政支援についてであります。こちらにありますように、この基準に基づいて減免を行った場合、国は全額を交付金または補助金により財

政支援するというものでございます。

先ほど申し上げましたように、村では、この基準に合わせて減免額等の詳細を別途要綱で定め、国の財政支援を受けられるようにすることとしております。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

それでは、休憩、2時5分まで休憩します。2時10分までにします。

午後1時53分 休 憩

---

午後2時10分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

日程第9、議案第45号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第9、議案第45号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第45号は、関川村介護保険条例の一部を改正する条例でございます。こ

これは、先ほどの第44号議案と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免措置を加えるものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、説明させていただきます。

新旧対照表をお開きください。

附則に第8条、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の規定を追加するものです。減免の対象となる保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料です。第8条第1項の第1号、2号のいずれかに該当する場合に減免するものでございます。

第2項の規定によりまして、村長は減免申請の期限を別に定めることが出来るものとし、これによりまして、減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められた場合には、遡って減免を行うことが出来るようにするものでございます。

この条例は公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものです。

減免額などの詳細につきましては、国の財政支援の基準に合わせまして別途要綱を定めることとしております。

なお、国の基準に基づいて行った減免額の全額について財政支援が行われることとなっております。国の財政支援の基準につきましては、あらかじめ資料を配付させていただいておりますのでご覧いただきたいと思っております。資料の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10、議案第46号 村道路線の廃止について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第10、議案第46号 村道路線の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第46号は、村道路線の廃止についてでございます。これは、女川地区ほ場整備事業によりまして6路線を廃止するものでございます。

詳細は建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、議案第46号 村道路線の廃止について説明させていただきます。

添付のA3用紙の村道路線の廃止全体位置図をご覧ください。

現在進められております女川地区ほ場整備事業の圃場区画の拡大により、上野新地内及び上野原地内の村道、女川郷185号線、199号線、200号線、201号線、202号線、203号線の計6路線を廃止するものです。

なお、付け替え村道については、事業完了後に延長や幅員が確定され、新潟県より引き継ぎ後に村道認定をする予定としております。

以上で村道路線の廃止について説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11、議案第47号 令和2年度関川村一般会計補正予算(第4号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第11、議案第47号 令和2年度関川村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第47号は、令和2年度関川村一般会計補正予算(第4号)でございます。

これは、職員の人事異動及び昇給昇格によって職員給与費の調整のほか、今後必要となる追加事業について経費の補正を行うものでございます。

詳細を総務政策課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 総務政策課長。

○総務政策課長(野本 誠君) それでは、一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明をさせていただきます。

2,310万円を追加いたしまして、予算総額53億5,850万円とするというものでございます。

初めに、24ページをお開きいただきたいと思います。

24ページは給与費の明細書でございます。4月の人事異動に伴いまして増減がございました。これからご説明の予算の中に、各款項に出てまいります。なお、マイナスとなっておりますのは、特別会計との関係でマイナスとなっておりますし、プラスとなっておりますのは、昇格に伴うものでございます。

それでは、10ページをお願いいたします。

10ページ、歳出でございますが、1款議会費でございます。これは給与費でございますので、詳細を省かせていただきます。

それから、11ページでございます。

2款総務費1項総務管理費7目の地域振興費でございます。7節の諸謝金につきましては、第6次総合計画後期計画、今、策定始まりましたけれども、合わせて集落計画、コミュニティ計画につ

きましてもお願いしたいというふうに考えております。その際の謝金といたしまして、各集落、各コミュニティーに1万円ずつ準備するというものでございます。総計で63万円です。

18節の補助金でございます。これは2つ大きくございまして、1つが宝くじの助成の補助金です。深沢集落でございまして、エアコンが3台、テレビが2台、ブルーレイディスク2台、座椅子が20台、冷蔵庫が1台ということで240万円でございます。もう一つが、中東集落センターの塗装の工事でございます。40%のむらづくり総合推進事業補助金ということでございまして、57万6,000円の補助金でございます。

続いて、13ページお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費でございます。12節の委託料でございますが、デジタル手続法、戸籍法改正に係るシステム改修ということで、全額国の補助金ということでございます。222万2,000円。

それから、14ページが3款の民生費1項社会福祉費でございまして、2目老人福祉総務費、これは介護保険会計への繰出金ということで540万円を計上してございます。

15ページをお願いいたします。

2項の児童福祉費1目児童措置費でございます。8節の旅費につきましては、費用弁償とあります。会計年度任用職員の分でございます。通勤手当の分です。8万6,000円。

それから、12節の委託料につきましては、児童手当システム改修ということで33万円。

18節の補助金ですが、これは保育の無償化に伴うものでございまして、一旦支払ってもらった分を償還払いとして補助金として出すという予算組みでございます。ファミリーサポートセンターの利用料の補助金が2万円、荒川病児保育センターの利用料補助金が5,000円でございます。

2目の保育園管理費でございます。8節の旅費につきましては、会計年度任用職員分でございます。24万円。

それから、17節の備品購入費、これは子育て支援の充実を図るという観点から、遊具を購入するものでございます。光兔こども館と村民会館の2階のフロアに設置するというので、小型のジャンクルジム、トランポリンなど、5点ほどを計画してございます。152万7,000円です。

11節の保険料に関しましては、この遊具に関するものでございまして、5万円を計上してございます。

16ページの18節補助金でございます。これは、保育の無償化に伴います償還払いのための補助金でございます。

それから、22節が精算の返還金ということで、県支出金の精算でございます。2万2,000円です。

続きまして、17ページお願いいたします。

4款衛生費でございまして、2項の清掃費でございます。ごみの処理対策費ということで29万2,000円。これは幾地地内の村有林に不法投棄がございまして、それを処分するための手数料でござ

います。

それから、18ページは5款の農林水産業費1項農業費でございます。3目農業振興費、中山間地域等直接支払制度ということで、女川ほ場整備に伴いまして、新たに対象となる団地の測量費ということで100万円を計上してございます。

それから、19ページお願いいたします。

2項の林業費です。補助金でございまして、森林組合の土場、貯木場の舗装の事業費でございます。県単のトンネル補助といたしまして450万円です。

それから、6款の商工労働費1項商工観光費でございます。4目施設管理費で200万円計上してございます。これは、スキー場の解体費の設計の業務委託ということでございます。

それから、21ページ、22ページは職員の給与費の関係ですので説明を省かせていただきます。

23ページ、9款の教育費でございますけれども、工事請負費として100万円、スポーツ公園入り口のサイン設置工事、老朽化に伴います取替えの工事費でございます。

続いて、7ページ、歳入をお願いいたします。

7ページ、歳入、14款国庫支出金1項国庫負担金でございます。民生費国庫負担金ということで、これは介護保険の関係で、低所得者保険料軽減国庫負担金225万9,000円でございます。

それから、2項の国庫補助金でございますが、1目の総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備交付金ということで、戸籍附票システム改修委託料に対するものでございます。10分の10の補助で222万2,000円。

民生費国庫補助金、4とあります子ども子育て支援事業費国庫補助金、児童手当システム改修の委託料の関係です。3分の2の補助率、22万円。

それから、5とありますのが子育てのための施設等利用給付交付金、保育の無償化に伴います償還払いに対する補助金でございます。ここでは国の補助金ですので2分の1の補助率となっておりますし、この後県の補助金では4分の1の補助率ということで、国、県からそれぞれ補助金が入るということでございます。

それから、5目の土木費国庫補助金でございます。これは国の予算の組替えによるものでございまして、橋梁の点検、橋梁の修繕、これに関しては、1の社会資本整備総合交付金に含まれていたんですが、その分が除かれて、2番の道路事業費国庫補助金として単独で分かれました。それで、差額が出ております。マイナスの1,788万1,000円。これに関しましては、理由として、まず除雪の委託料の減、それから橋梁点検、修繕の補助率が若干下がったというためでございます。

それから、15款県支出金1項の県負担金でございます。これは介護保険の関係で112万9,000円。

それから、2項の県の補助金です。1目総務費県補助金、これについては、県の予算の組替えによるものでございます。4とあります移住者受入体制支援モデル事業県補助金、これは空き家の家



財道具の撤去費の補助金でございます。

それから、6番のにいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業県補助金、これは1か月インターンの関係でございますが、この4と6が7番の補助金に統一されたという予算組みとになってございます。なお、その差額がここでも生じております。12万8,000円増えておりますが、これにつきましては、東京で行われます移住セミナーの経費7万8,000円が補助金で入るということと、1か月インターンの補助金の関係で基準額が若干上がったということによるものでございます。

それから、2目の民生費県補助金でございます。これは、保育の無償化に伴いますものということで9,000円。

それから、4目の農林水産業費県補助金、これは森林組合の土場、貯木場の舗装事業に関するもので450万円です。

9ページお願いいたします。

20款諸収入で雑入としてコミュニティ助成事業交付金、宝くじ助成の関係で240万円です。

以上、説明した特定財源で不足する村の一般財源分は19款の繰越金で賄います。前年度繰越金として2,809万6,000円を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 11ページの地域振興費で、むらづくり総合推進事業費補助金の説明がございました。宝くじ助成の関係で、深沢と中東というふうにお聞きしましたが、深沢のほうはエアコン3台ほかということで240万円というふうにお聞きしたんですけれども、非常に金額が大きいわけですけれども、規模が大きいです、これは集落センターへの設置ですか。それと、その総事業費についてお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） コミュニティ助成事業については、基本は10分の10の事業費になっておりますので、全額の補助という格好になるかと思えます。深沢の集落センターでの工事になります。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） エアコン3台と、すみません、そのほか何でしたか。すみません、もう一度お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） エアコン3台、テレビが2台、ブルーレイディスク2台、座椅子、お年寄り用です、20台。それから冷蔵庫が1つということでございます。（「はい、終わります」

の声あり)

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12、議案第48号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第12、議案第48号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第48号は、令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。これは、介護保険条例の改正によって保険料軽減措置の改正が行われたことによる歳入予算の調整と人事異動に伴う人件費の補正等を行うものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、説明させていただきます。

介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出それぞれ80万円を追加いたしまして、総額を10億1,310万円とするものでございます。

404ページをお開きください。

1 款の介護保険料は、消費税引上げに合わせまして低所得者の保険料軽減措置が行われているところです。先般の介護保険条例の改正によりまして、令和2年度の軽減額が増えることによる保険料収入の減額補正でございます。この軽減額に対する財源といたしまして、7 款 1 項 6 目の一般会

計繰入金を追加するものでございます。一般会計から460万円を繰り入れるものでございます。また、この軽減に対しましては、国2分の1、県4分の1の財源手当がございまして、一般会計の歳入予算に計上してございます。

続きまして、405ページをお開きください。

1款1項1目は人件費でございます。人事異動に伴う増となっております。

4款につきまして、地域包括支援センターの運営費でございます。事務費でございますが、人件費に伴う増と、それから10節の消耗品2万9,000円の増。次のページの13節の駐車場利用料金ということで8,000円を追加させていただいております。この財源につきましては、404ページの7款1項一般会計から事務費繰入金として収入してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13、議案第49号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第13、議案第49号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第49号は、令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。これは、上野原地内のほ場整備事業による村道付け替えに伴う配水管布設替え工事の増額補正を行うものでございます。

詳細を建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、901ページをお開きください。

議案第49号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

資本的収入及び支出、第2条、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,588万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,500万4,000円、引継金4,337万4,000円、過年度損益勘定留保資金3,750万8,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。第4条予算、収入の第2項補償料として120万円、支出の第1項建設改良費として450万円を増額計上させていただきました。

902ページをお開きください。

初めに、収入でございます。

1款1項1目工事補償料でございますが、女川地区ほ場整備事業による上野原地内水道管移設工事補償料として120万円を計上させていただきました。

次に、支出でございます。

1款1項1目水道建設費でございますが、収入で説明させていただきました女川地区ほ場整備事業による上野原地内水道管移設工事費としまして450万円を計上させていただきました。

工事内容としては、75ミリの塩ビ管、延長で225メートルを布設替えるものでございます。

以上で関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田です。

工事の補償料で120万、上野原の圃場整備の関係なんですけれども、収入が120万、支出が450万、この差というのはあれですか、村の負担になるんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 県の補償としまして、既存の水道管の減耗分、要は、布設した年度が新しければ新しいほど補償料は多いんですけれども、昭和56年に布設した水道管でございますので、資産の減耗分が控除されまして、補償料が120万円ほどと試算しております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(渡邊秀雄君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時38分 散 会